別紙様式例第４号

漁業用燃油価格差補塡金及び漁業用燃油価格急騰対策補塡金積立契約申込書

令和　　年　　月　　日

　一般社団法人

　漁業経営安定化推進協会　御中

申込者

郵便番号

住　　所

電話番号

フ　リ　ガ　ナ

申込者氏名　　　　　　　　　　　　印

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

　貴団体作成の積立契約の内容及び下記の積立契約における留意事項を承知・同意の上、積立契約を締結したいので申し込みます。

【積立契約における留意事項】

・　契約期間は、申込日の属する年の４月１日を起算日とする３年間です。

・　漁業用燃油価格差補塡金及び漁業用燃油価格急騰対策補塡金（以下「補塡金」という。）は、四半期ごとに支給されますが、政府の予算と一般社団法人漁業経営安定化推進協会（以下「本法人」といいます。）に造成された基金の残額に応じて減額されることがあります。

・　本法人から補塡金を交付する際の送金手数料は、補塡金のうちセーフティーネット加入者の積立による分から控除することにより負担していただきます。

・　積立金に利息はつきません。

・　本法人は、この申込書を受付け、契約を締結したときには、積立契約締結完了通知を送付します。

・　契約期間中に一般社団法人漁業経営安定化推進協会漁業用燃油価格安定対策事業実施要領（以下「要領」という。）第10条第１項及び第２項の規定に該当した場合は、積立契約は解約されます。なお、同条第１項のウの事由により積立契約が解約された場合は、解約された年度の翌年度は、積立契約を締結することはできません。

【積立契約の締結等に伴う個人情報の取扱いについて】

本法人は、積立契約の締結その他漁業用燃油価格安定対策事業の実施に伴って取得した個人情報を漁業用燃油価格安定対策事業の実施に利用するほか、以下の利用、提供等を行うことがあります。

・　本法人が取得した個人情報を、水産庁に提出することがあります。

・　本法人は、漁業用燃油価格安定対策事業の関係機関である漁連、漁協等から漁業用燃油価格安定対策事業に必要な個人情報の提供を受け又はこれらの者に対し漁業用燃油価格安定対策事業に関する個人情報の提供を行うことがあります。

・　本法人は、漁業共済について全国漁業共済組合連合会その他の関係団体から、漁船保険について日本漁船保険組合その他の関係団体から漁業用燃油価格安定対策事業に必要な個人情報の提供を受け又はこれらの者に対し漁業用燃油価格安定対策事業に関する個人情報の提供を行うことがあります。

なお、本申込書を提出された場合は、上記個人情報の取扱いについて同意したものとして取扱います。